

令和5年5月10日

生徒・保護者各位

福岡県立朝倉高等学校長

新型コロナウイルス感染防止に係る出席停止扱いについて

平素より新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、5月8日以降は県の通知に従い、下記の通り取り扱いますので御確認をお願いいたします。

生徒の皆さんには、日頃より体調管理に気を配り、学校での学習や部活動に専念できるように努めてください。

1 「出席停止」について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、出席停止とする。出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。ただし、無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでとする。

- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日を0日目とし、その翌日から起算する。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する。

2 提出書類

インフルエンザ等と同様に、「忌引・出席停止等届」を提出する。その際、医者による証明は必要としない。ただし、定期考查を欠席する場合は、「考查欠席届」及び「忌引・出席停止等届」を提出し、「考查欠席届」の所定の欄に医療機関からの証明を必要とする。

3 その他

- (1) 濃厚接触者の特定は行われないため、同居家族が感染した場合や感染者と感染対策を行わずに飲食を共にした場合に学校を欠席しても出席停止とはならない。
- (2) 基礎疾患等があるなどの理由で感染の不安がある場合には、担任にご連絡ください。